

第 18 回筑後市農業委員会総会議事録

日 時 令和 3 年 12 月 6 日 午後 1 時 26 分～午後 2 時 57 分

場 所 中央公民館 視聴覚室

出欠者 出席者 15 名 欠席者 1 名

議 事 1. 開 会

2. 議事録署名人の指名

3. 付議事案

報告 第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約について

報告 第 2 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
解約について

報告 第 3 号 農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画の認定につ
いて

議案 第 1 号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第 6 条の
規定によるあっせん譲受等候補者の登録申請について

議案 第 2 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権
移転について

議案 第 3 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
設定について

議案 第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案 第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案 第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

4. 閉 会 協議（報告）事項

出席委員（15 名）

1 番	吉田 孝行	3 番	松永 博視
4 番	岡本 義照	5 番	近藤 茂
6 番	井寺 知江子	7 番	成清 輝美
8 番	角 豊明	9 番	中村 浩章
10 番	北原 良輝	11 番	城戸 慎吾
12 番	溝口 弘之	13 番	城戸 孝行

14番 富安 春二

15番 古賀 重満

16番 坂本 好教

本会議に欠席した農業委員（1名）

2番 中村 伸秀

会議に出席した事務局職員

事務局長 田 中 幸 裕

課長補佐兼担当係長 中 村 敏 和

午後1時26分 開会

○事務局

今から総会のほう始めさせていただきますけども、携帯をお持ちの方はマナーモードにさせていただきますようによろしくお願いいたします。それでは会長お願いします。

○議 長

皆さんこんにちは。ただ今から第18回農業委員会総会を始めさせていただきます。本日は2番の中村伸秀委員が欠席でございます。次に注意事項でございますが、新型コロナの感染防止対策としまして今回もできるだけ短時間での総会となるよう、事務局からの説明は簡潔にお願いをいたします。また、発言される委員は、議長の許可を得てから議案の審議に必要なものを簡潔にお願いし、議案の審議に影響のないご質問につきましては最後の協議事項の際にお願いをいたします。

本日の総会は報告事項が3件、議案が6件でございます。慎重なるご審議と円滑な会議の進行にご協力を改めてお願いいたします。

次に議事録署名人の指名を行います。本日の委員会の議事録署名人には7番の成清輝美委員、8番の角豊明委員にお願いをいたします。

それでは、報告事項に入ります。報告第1号から第3号について事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

はい。それでは今回もできるだけ簡潔に説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。議案書の1ページをお願いいたします。

報告第1号 農地法第18条の規定による合意解約について

でございます。

第1項、熊野の畑、2,675㎡を転用するための解約でございまして、後ほど議案第6号にて付議される件でございます。

続きまして2ページをお願いいたします。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権解約について

でございます。

1項、2項、3項、4項までは3条又は5条にて売買のための解約となっております。次にちょっと飛びますけれども、4ページの6項及び最後、6ページの10項、これにつきましては耕作者変更をされるために解約をされるということでございます。また、8項、8項は5ページでございます。8項は貸人の都合によりですね、今後計画を考えてあるということで貸人の都合により解約されるということでございます。その他のものは解約によって自作をされるというようなことになってまいります。以上が第2号でございます。続きまして7ページをお願いいたします。

報告第3号 農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画の認定について

でございます。

認定農業者に関する報告でございます。今回、再認定が13経営体でございます。8ページでございますが、新規が3経営体、計画変更が1経営体で、全部で17の経営体が令和3年11月1日で認定となっております。また、福岡県の認定が5経営体、同じく令和3年11月1日付けで認定がっております。現在の認定農家の総数としましては、更新されなかった方が2経営体、あと、お亡くなりになられたことでの離農が1経営体ございまして、前回までと同じく172経営体でございます。報告の説明は以上でございます。

○議長

報告事項のなかでなにかありますか。どうぞ。

○委員（1番）

報告事項なんで別に質問とかじゃありませんが、報告第3号のなかです。営農経営改善計画でこれ以前聞きよったときには経営所得ですね、最終的な所得が500万以上とかちゅうふうには以前は聞いてたんですけど、今その数字ちゅうのはあるんですかね。

○事務局

認定農家自体はですね、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想、という構想がありまして構想のなかで定めているのが一経営体当たりの目標設定が____万円としております。これは平成26年に定めてまして、それから今のところまだ更新がされてないため____万円を目標とすることは変わっておりません。今のところ見直し作業はされておるようですけど、現状ではその平成26年のままということになってます。

○委員（1番）

すいません、あの審査会で通ったあとの報告なんでいろいろ言うことはないんですけど、今言われる例えば8ページの_____さん、ブドウが50aでじゃあ520万あがるかちゅう部分も考えると私はちょっと今ブドウの状況が分かりませんが、普通あり得ないのかなと思うけど、これ通ってるとですよこれ。これは目標とする経営規模が50aでしょうが、現在が50で将来がまだ増えますちゅうとなら新規やけん問題ないかと思うけど、目標とする経営規模が50aで実質認定農業者として通ってるちゅうこつでしょうからちょっとこれはち思っただけです。

○事務局

こちらのほうについては、筑後市長からこういったことですかということでの通知があったものを報告させていただいております。中身については申し訳ないですけども農政課のほうにお尋ねいただくんですね、っていう形でお願いしたいなというふうに思います。審査の過程では審査会がありますのでその審査会のなかで認定が適当というふうに判断されたものだと思います。

○委員（1番）

よかですか。（はい。）審査会には局長とか会長は全然出られないわけですね。

○事務局

いや。会長は出ません、私は出てます。

○委員（1番）

局長は出てあったちゅうことですか。で、別に何も無くこれは了承してあるちゅうことですよ。ほんなら。

○事務局

所得目標は達成されてあります。認定に値するかどうかは項目が沢山ありまして、その中でっていうことになりますけども、所得目標については達成されております。

○委員（1番）

50 a ですか。

○委員（15番）

青色申告ば出さやんはずよ。

○事務局

すいません、この件に関しましては出来ればですね、その他の事項でされるか、また別途で。審議に直接影響無いと思いますので、申し訳ありませんがそういった形で。

○委員（1番）

報告やけんであんまりいろいろ言うことはない。

○議長

はい。次にいきます。次に、議案第1号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、それでは議案書の9ページをお願いいたします。

議案第1号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第6条の規定によるあっせん譲受等候補者の登録申請について
でございます。

第1項 氏名、_____、住所、筑後市大字下妻、経営形態、いちごと米麦大豆、面積、463 a、農業の労働力、合計で4名でございます。こちらのほう、一応買入れ予定地を検討されるということで、先ずはあっせん登録をされておきたいということでございます。説明は以上でございます。

○議長

議案第1号の説明が終わりましたが、質問のある方どうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。

議案第1号について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、議案第2号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書の10ページをお願いいたします。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権移転について
でございます。

第1項、所在、井田、地目、田2筆、面積8,875㎡、渡人、井田の_____さん、
受人、公益財団法人福岡県農業振興推進機構。利用目的は米麦大豆で、売買価格は総
額で_____円とされております。引渡しは令和3年12月24日ございまして、
購入予定は、11月、先月あっせん登録された_____さんが購入を計画されている
件でございます。説明は以上でございます。

○議長

議案第2号について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。

議案第2号について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第3号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書の11ページをお願いいたします。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権設定について

でございます。

利用権設定は借り人で全部で6件ございますが、第1項のみご説明させていただきます。第1項、所在、和泉、地目、田1筆、面積843㎡、利用権は賃貸借、貸人は和泉の_____さん、借人は和泉の_____さん、利用目的は野菜で期間は3年間の再設定でございます。続きまして集計の説明をさせていただきます。議案書は15ページをお願いいたします。括弧書きをしておりますの中間管理事業分は今回ございません。まず左上の総計でございます。田8件、面積49,897㎡、畑はございません。新規・再設定別では、新規6件、再設定が2件、通年・期間借地の別では通年が2件、期間借地が6件、小作料納入別は、金納が2件、耕起代掻きが6件でございます。右の表をお願いいたします。貸借期間別でございますが、3年が2件、5年が4件、10年が2件となっております。議案第3号の説明は以上でございます。

○議長

説明が終わりましたので、議案第3号について質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。

議案第3号について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、議案第4号を提案いたします。本日の農地法第3条の案件は6件でございます。それでは、第1項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書の16ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

でございます。

第1項、契約、売買、所在、前津、地目、樹園地1筆、面積2,941㎡、渡人、熊野の_____さん、受人、前津の_____さん、申請事由は渡人の希望で、売買価格は反当りの

____万円とされております。作物は梨となっております。説明は以上でございます。

○議長

第1項について担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

ただ今事務局の説明どおりであります。審議のほうよろしく申し上げます。

○議長

それでは説明が終わりましたので、第1項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので、採決をとります。

第1項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、契約、贈与、所在、一条、地目、畑1筆、面積441㎡、渡人、久留米市荒木町の_____さん、受人、同じく荒木町の_____さん、申請事由は親子間の贈与でございます。作物は野菜と伺っております。説明は以上でございます。

○議長

第2項について担当委員の説明をお願いいたします。

○事務局

会長すいません、休憩をお願いします。

○議長

暫時休憩します。

【休憩】

それでは会議を再開いたします。第2項について担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

内容につきましては、今事務局のほうから説明のあったとおりです。審議方よろしく申し上げます。

○議長

それでは説明が終わりましたので、第2項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので、採決をとります。

第2項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第3項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第3項、契約、売買、所在、水田、地目、田1筆、面積1,116㎡、渡人、水田の____さん、受人、同じく水田の____さん、申請事由は渡人の希望で、売買価格は総額で____万円、____さんが借りてあった農地を購入されるものとなっております。作物は米麦を予定されております。以上でございます。

○議長

第3項について担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

ただ今事務局より説明のあったとおりでございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長

それでは説明が終わりましたので、第3項について質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので、採決をとります。

第3項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第4項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書は17ページの4項をお願いいたします。契約、売買、所在、水田、地目、畑2筆、面積計で1,166㎡、渡人、馬間田の____さん、受人、水田の____

____さん、申請事由は渡人の希望で、売買価格は総額の____万円でございます。作物はブドウとなっております。説明は以上でございます。

○議 長

それでは第4項について担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

ただ今事務局より説明のあったとおりでございます。ご審議の方よろしくお願ひします。

○議 長

説明も終わりましたので、第4項について、質問のある方はどうぞお願ひいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。

第4項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第5項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第5項、契約、贈与、所在、水田が田1筆、上北島が田8筆、畑1筆、面積合計で5,051.15㎡、渡人、水田の____さん、受人、同じく水田の____さん、申請事由は親子間の贈与でございます。説明は以上でございます。

○議 長

第5項について担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

ただ今事務局より説明のあったとおりでございます。ご審議の方よろしくお願ひいたします。

○議 長

説明が終わりましたので、第5項について質問のある方はどうぞお願ひいたします。
____委員どうぞ。

○委 員（13番）

ちょっとお尋ねしますが、下から2番目の____と____ですかね、用悪水路ってこ

れはどういうあれですかね。説明をお願いします。

○事務局

こちら、用悪水路となっておりまして、これが登記地目が用悪水路となっておりまして。希にあるんですけども、道路とか水路を整備する際に元々の字界でいけば広くなったり狭くなったりするんですけども、整備を要望されますと概ねまっすぐとした製品で出来まして、必要な管理通路は取るものですね、余った部分が出てくることがございます。その余った部分は水路敷として、もしくは道路敷として必要なくなるので隣接地の方が出来れば払い下げで買い取っていただくというようなことがあります。その時に行政側の方は地目変更まではわざわざしないので、買われた方が自分で登記を変えない限りそのまま残ってしまう、ただ、隣の農地と一体的に使うことを条件にその方に払い下げしてしますので、表面はそのまま農地になってしまっているところがこちらの分でございます。そういった形で農地基本台帳に農地として登録しますので、田であれば交付金等の対象には入ってくると、これは載せなかったらですね、自宅に農作物を植えているのと同じようなことになってしまうので、農地には該当しないとなってしまいますけど、ちゃんと農地として登録しているけど登記上は変わっていないままというのがこういったことでございます。

○議長

いいですかね。(はい。分かりましたありがとうございます。)他にございませんか。どうぞ___委員。

○委員(4番)

今についてちょっと。コクセン道路とはまた違うんですね。国、田んぼの中にはいっておる水路、水路じゃなかった、田んぼで、ちょっと私なら私のところに入ってくるでしょうが、それはコクセン道路としてみなすとでしょ。

○事務局

おそらく言っているのは、赤線とか青線とか言いよった部分で、赤線が道路で青線が水路で、要は筆界が無い時代ですね旧字図、古い字図が土地と土地の境目に青い線が入っていればそこに水路があるよ、で、赤い線があればそこに里道があるよっていう字図でした。昔。たぶんそれが国有地という判断がされてたんで、国の土地という時代がございましたけれども、これは権限委譲ですね、現在機能がある道路とか水路は全部市町村に管理移管するという事で市町村が譲受けをしております。だか

ら国有地は今機能があるやつはもうなくなってます。今は、これはもう払い下げを受けられてますけども、その真ん中の道路とか水路とかはですね一般的には行政、県又は市、もしくは改良区とかもありますけれどもそういったような末端行政のほうの所有ということになってます。

○委員（４番）

私んとこに田んぼ作りようるですたいね、その分は国から借り入れじゃなくてその用地内にあるから作りようるちゅうことで昔からずっとなつとるばつてん、そげんかつはどげんなつですか。

○事務局

ちょっと、後から名義等を確認しないとなんとも言えないんですけれども、その状況次第ですね。今回の場合、ここに出てきている部分は名義自体も変わっているものですが、名義が変わって無くて現に機能していないところだったら、道路だったら道路課、水路だったら水路課のほうで払い下げができるものなのか、もしくは以前交換されたものなのか、はたまた手続きが全く取られてなくてそういった目的外の使用になっているのかっていうのは、ちょっと確認しないとケースバイケースだと思います。（わかりました。）

○議長

いいですか。他にございませんか。どうぞ____委員。

○委員（１１番）

ここを贈与されているわけですけど、ほとんどが貸付になってますけれど、こういうのっていうのは事務、貸付先への事務手続きとかはもうクリアされているような状況なんでしょうか。ほぼ貸付先に貸付ですよ、そういう贈与っていうのは農業委員会のこのなかでの問題っていうのはないんでしょうか。貸付先に解約をとったりとかはそういう手段、段階は要らないっていうことですか。

○事務局

すいません、面積のところの貸付ですよ、農家台帳を持ってきていないので記憶ですと、____さんに貸し付けてあった分が今回贈与されてご自分の名義になられるとといったようなことで理解してました。（説明の誤り：報告第２号第９号解約により全筆自作）

○委員（１１番）

下の____さんも貸付になつとるけんが。

○事務局

現在____さんの作付けになってたはずです。(分かりました。)

○議 長

他にございませんか。

【質問なし】

それでは質問もないようでございますので、採決をとります。

第5項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第6項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、18ページをお願いいたします。第6項、契約、売買、所在、常用、地目、田9筆、畑2筆で、面積合計が13,733㎡、渡人、常用の____さん、受人、三潞郡大木町の____さん、申請事由は渡人の希望で、売買価格は反当たり____万円ででございます。作物につきましては水稻と野菜を計画されております。説明は以上でございます。

○議 長

第6項について担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

内容につきましては今、事務局から説明のあったとおりです。面積がかなり多いんですね、地元の方に話をされたらちゅう話も確認しましたけれども、なんか土地以外に屋敷のほうも関連しているのでなかなかそういう人が地元にはないちゅうことですね、こういう形になったというふうに聞いております。審議方よろしくお願ひします。

○議 長

それでは説明が終わりましたので、第6項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。

第6項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、議案第5号、農地法第4条の転用でございます。本日の案件は2件でございます。それでは第1項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。それでは議案書の19ページをご覧ください。

議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について

でございます。

第1項、所在、長浜、地目、田3筆、面積2,927㎡、申請人は、筑後市長浜の____さん、申請事由は共同住宅建築となっております。場所の確認をお願いします。地図の1ページをご覧ください。(地図により位置説明)この農地は第1種農地でございます。1種農地の例外規定、集落接続ですね、すぐ北側のアパートと道を挟んでですね北側にも住宅が連なるため、共同住宅建築が可能となるものでござります。計画としましては共同住宅3棟28戸、建築面積は3棟合計で827.06㎡の計画となっております。こちらのほうへの進入路としましては、当該農地の北側、旧矢部線のほうから入りますが、水路にふた掛けをして4mの幅員を確保されるということになっております。説明は以上でございます。

○議長

次に担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

今事務局から説明のあったとおりでございますけれども、ここにアパートを建てるそうですけれども周囲は全部擁壁ということで、それと北側の水路のところは6m50舗装してからボックス2mを3つされるそうですので、あとはLかな、あれをなさるそうですので、担当の私たちの用水の方たちと話を私のところに持ってこられたから、そういうことをお願いしますということだったから、それはもう話合ってるそうですので、水害に耐えるようなことでやりますということですので、それでご審議をよろしく願いいたします。

○議長

それでは説明が終わりましたので、第1項について質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。議案第5号第1項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、第2項でございますが、第2項はその次の、議案第6号第1項と関連する議案となっております。よって、議案第5号第2項及び議案第6号第1項について、同時に提案し、それぞれに裁決を取りたいと思います。事務局の説明をお願いします。

○事務局

それでは、第2項、所在、熊野、地目、畑1筆、面積、727㎡、申請人は、筑後市熊野の_____さん、申請事由は貸駐車場となっております。場所の確認をお願いします。2ページになります。(地図により位置説明)こちらのほうは_____の職員駐車場27台分、それとアスファルト舗装の貸駐車場計画となっております。周囲はコンクリートブロックで土留め工事、雨水等は南側へ放流となっております。この農地は第2種農地と判断しております。貸駐車場ですので賃料が月額_____円、税別となっております。

それでは続きまして、議案書20ページをご覧ください。関連しますので併せて説明致します。

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

でございます。第1項、契約、売買、所在、久富、地目は田1筆、面積は1,531㎡、渡人は筑後市熊野の_____さん、受人は筑後市熊野の_____さん、申請事由、同じく貸駐車場整備となっております。場所は先ほど同じところですね、になってございます。こちらは職員駐車場及び来客用駐車場としてですね29台分、_____が所有する大型車両4台分、アスファルト舗装の貸駐車場整備計画となっております。こちらのほうはですね、これだけ拡大されるのは高齢者講習受講者数がですね令和2年度が4150名だったところ、今年度は5000名を見込んでありまして、さらに

公安委員会からですね受講者数を増やすよう検討されていること、それに伴って職員及び来客数ですね増加が見込まれるため駐車場の確保が必要となっているためでございます。こちらのほうは、5条の方は同じく2種農地、で土地代は、___万円、坪単価の_____円となっております。賃料につきましては、月額_____円税別となっております。説明は以上でございます。

○議 長

次に担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

5条の2のほうですね、今事務局からの説明どおりでございます。地図は2ページのところに載っております。それと、6条の1項ですね、これも今事務局の説明どおりでございます。地図も載っております。この両方の手前に_____駐車場とありますけどここだけでも多分50台以上停められるごたるあれですもんね。奥にまで入るとるけんですね最初拡大のあれやろかち聞いたら、駐車場ということで業者の方が説明されましたので、ご審議方よろしく願いいたします。

○議 長

説明も終わりましたので、議案第5号第2項及び議案第6号第1項について、質問のある方どうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。まずは、議案第5号第2項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、議案第6号第1項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、議案第6号、農地法第5条の転用でございます。本日の案件は先ほどの1項を併せて4件でございます。

それでは第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

議案第6号 農地法 第5条 第2項

○事務局

はい、それでは、第2項、契約、使用貸借、所在、熊野、地目、畑1筆、面積969㎡、貸人は筑後市熊野の_____さん、借人は同じく熊野の_____さん、親子になります。申請事由は共同住宅建築という計画となっております。場所の確認をお願いいたします。地図の3ページをお願いいたします。(地図により位置説明)計画としましては共同住宅2棟12戸、1LDKの計画でございます。周囲はコンクリートブロック、メッシュフェンスとあとは雨水は溜桝から水路放流、汚水・雑排水は合併浄化槽でございます。住宅の建築面積は、2棟合計の354.45㎡となっております。こちらの農地区分は第2種農地と判断しております。なおこちらですね、令和元年8月26日に農振除外となっております。前に出てきましたところの関係になります。説明は以上です。

○議長

次に担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

ただ今事務局の説明どおりであります。地図は3ページにあります。ご審議のほうよろしく申し上げます。

○議長

説明が終わりましたので、第2項について質問のある方はどうぞお願いいたします。どうぞ。

○委員(5番)

これあの参考までにですね、お尋ねいたしますけど、契約が使用貸借ということになっておりますけどですね、契約の期間はだいたいどれくらい分かれば教えていただきたいと思います。

○事務局

契約は20年間。

○委員(5番)

はい、ありがとうございました。

○議長

いいですか。他にございませんか。

【質問なし】

それでは質問もないようでございますので採決をとります。議案第6号第2項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、第3項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第3項、契約、売買、所在、鶴田と長浜にわたりますが、地目は畑2筆、面積合計1,161㎡、渡人は筑後市長浜の_____さん、受人は久留米市国分町の_____さん、申請事由は、共同住宅建設という計画となっております。場所の確認をお願いいたします。地図は4ページでございます。(地図により位置説明)こちらの計画は共同住宅2棟18戸、1ルームの計画でございます、周囲はコンクリートブロック、雨水は水路放流、汚水・雑排水はですね公共下水道への計画となっております。住宅面積は、2棟合計313.02㎡となっております。長浜の農地が分かるように分けて書いておりますけれども、少し上にあるところが長浜でございます、畑40㎡に共同住宅のゴミ置き場が設置されると聞いております。アパートが建つのは下の大きな所になります。こちらの農地区分はですね第1種農地と判断しており、この北側の集落に接続することによりましてですね1種農地の例外規定に該当しますので建築可能となっております。土地代総額____万円、坪単価の約_____円となっております。説明は以上でございます。

○議長

次に担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

今事務局から説明のあったとおりでございます。地図は4ページです。ちょっと説明しますとこの方は、お茶を作りよんなはったですけれども、全然歩きがでけんごとなったから売買するちゅうことでこられてそういうふうな売買の申請をお願いしますち見えて、そういうようなことになっております。そしてアパートを建てるというふうなことでですね、買ってということ。よかですかね。

○議長

それでは説明が終わりましたので、第3項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。

議案第6号第3項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第4項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第4項、契約、賃貸借、所在、常用、地目、田2筆、面積461㎡、貸人は筑後市水田の_____さん、借人は筑後市水田の株式会社_____代表取締役_____さん、申請事由は資材置場という計画でございます。場所の確認をお願いいたします。地図の5ページをご覧ください。(地図により位置説明) _____さんはですね、配管とかの管工事の事業を営んでありますが、資材置き場が5坪、2～3坪ぐらいしか無いためですね、今回、賃貸借で資材置き場とされるものです。_____さんの事業所につきましては、この農地から350mほどのところですね、こちら大字は常用になってますけど水田下、事業所から近いためですね、大字水田に隣接する農地ということで1種農地の例外規定に該当するためですね資材置き場可能ということになります。雨水は自然流下で水路に放流、コンクリートブロックで土留め工事をされて、盛土は約50cmという計画でございます。こちら、先ほど言いましたように1種農地と判断しております。賃料は月額_____円税別となっております。説明は以上でございます。

○議長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

内容につきましては今事務局の説明のとおりです。地図については5ページのほう参照下さい。審議方よろしく申し上げます。

○議長

それでは説明が終わりましたので、第4項について質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。

議案第6号第4項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

本日の案件は、これで全て終了いたしました。

これをもちまして第18回農業委員会を閉会いたします。

午後2時57分 閉会